



「がん患者を支えるためのプロジェクト通信」  
**第5回 地域共生社会に向けた取り組み**  
 豊橋創造大学保健医療学部 大野裕美

「地域共生社会」という概念が、これからの医療・福祉におけるキーワードとなっています。超高齢社会による福祉制度の変遷と、地域の共同体機能の脆弱化による国民生活の変化が、その背景にあります。人口減による担い手不足が問われる中、多様な課題に対応できるアプローチが求められているのです。

では、具体的な取り組み内容は、どのようなものがあるのでしょうか。まず、市町村単位を地域として捉え、地域住民からの各種の相談に対して「断らない相談支援」の体制を整備していきます。また、「地域づくりに向けた支援」を進めるために多分野協働による活動基盤をつくり、地域づくりのコーディネートを行います。そして、住民の誰もが参加しやすい「参加支援」を強化していきます。

現在の行政相談は、相談窓口がその内容によって幾つも分かれており、相談者にとって相談しやすい環境だとは言いがたい状況があります。私も、行政に関する手続きのために区役所を訪れると、その手続き内容によって窓口が分かれており、時間と労力がかかり、場合によっては一日がかりです。本当に悩みを抱えている人や困っている人にとって、いくつもの窓口を行脚することは、過剰な負担となることでしょう。こうした、「あったらいいな・欲しかった」という日常の困りごとに自治体が取り組んでくれることは有難いことです。このなかに、就労相談も含まれるようですから期待が持てますね。

がんの治療も、外来で行われる内容も増えて、病院という枠組みから地域（在宅）へと広がってきました。どのように自分らしく生きていくかは、ある意味、どのように住みやすい地域で暮らしていくか、なのかもしれません。そのためには、他人任せにするのではなく、ともにつくっていく共同者として、参加していくことが必要なのではないでしょうか。



**大野先生と一緒するタナトロジーカフェ（オンライン開催）**  
**【日時】** 2021年11月13日（土）10時00分～11時30分  
**【テーマ】** 「働きがいが必要か？」  
**【申込先】** がん患者さんの就労支援インディペンデント

ご参加希望の方は、お気軽に下記メールかFAXでお申込みください。オンライン初挑戦の方も大歓迎です！

※編集後記※

今回のテーマの「失業給付の受給期間延長」は、「病気」で退職した場合の申請について説明しました。病気だけでなく、けが、出産、育児、介護でも受給期間延長の申請の対象になりますが、基本の条件が違うことがありますので、詳しくはハローワークでおたずねください。

また、入院期間が長くなるのが予想される場合は計画を立てて申請をすることをおすすめします。治療に専念している間に、うっかりして受給期間満了の1年が過ぎてしまうということもあります。忘れないうちに早めに対処しておくことの良いと思います。

今年は秋が短かそうですね。暑い時期が続いた後、気温が急激に下がり、すぐにも冬がやってきそうな気配です。風邪、コロナ、インフルエンザにかからないよう気をつけていきましょう。

ご寄付をありがとうございました。

- 赤羽和久 様
- 高石裕子 様
- 鈴木利彦 様
- 三輪公二 様
- 藤田久子 様



ご意見・ご感想など、どんなことでも構いません。あなたのご意見をお待ちしております。

インディペンデントは英語で「自立」って意味なんだよ

**がん患者さんの就労支援 インディペンデント**

(代表) 天野 初音 (社会保険労務士)

〒473-0906 豊田市竹町谷間 120-1 Fax: 0565-47-7866

がん患者さんの就労支援インディペンデントは会員を募集しています。

協賛広告を入れずに無料で配布しているため、あなたにお届けする送料と印刷代が必要です。

賛助会員やご寄付は大歓迎です！お気軽にお声かけください。

ホームページ



Mail



facebook



Twitter



**インディペンデント通信**

がん患者さんの自立と自律を「働く」ことを通じて応援します。

一緒に考えましょう！

(インディペンデントは社会保険労務士と専門家らでスタートした市民活動団体です)

第18号 2021.11



インディちゃん

ゆうこりん。第17号で紹介のあった病気で退職して、しばらく働けない場合の受給期間延長の手続きについて教えてもらえる？

**よくある質問特集 第2回**  
 ～失業給付の受給期間の延長について～

こんにちは。ゆうこりんです。いつもたくさんの反響や質問をいただけてとても嬉しいです。前号に引き続き、やむを得ず退職する患者さんからの、よくある質問特集第2回です。失業給付の受給期間の延長について特集します。特に延長の手続きの流れについて、より身近により分かりやすい説明に心がけました。



社会保険労務士 ゆうこりん



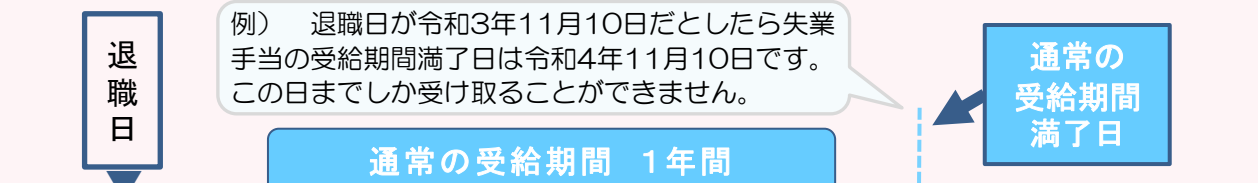
**質問1. 病気で退職しました。すぐに働けないので失業給付の受給期間の延長について教えてください。**



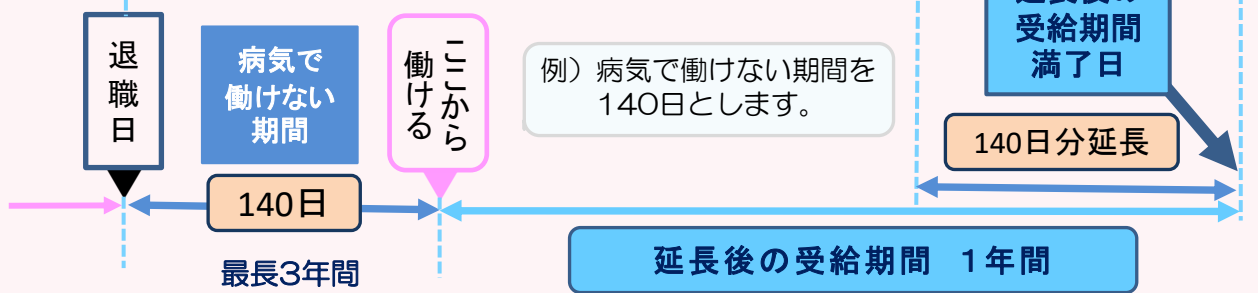
**回答** 雇用保険の基本手当（失業手当のことをいいます。）は退職した日から1年の間しか受けることができません。（この期間を受給期間といい、その1年という期限を受給期間満了日といいます。）ただし、病気で働けない場合に手続きをすれば受給期間を延ばすことができます。それを失業給付の受給期間延長といいます。



**通常の（失業給付の）受給期間**



**延長申請をした場合の受給期間**



病気で働けなかったら、その同じ日数分の受給期間をのばすことができるんだね。



知らなかったなあ、どうやって手続きしたらいいのかわからなかったね。ううん、見てね

注意事項です！～受給期間延長の申請は退職の日が65歳未満の方の基本手当のみです。退職時に65歳以上の方が受ける高齢求職者給付金や、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金は延長することができません。

みんなの川柳

カツラでも ちょうどいいかな 秋の風 (豊田市K子さん) 皆様からの標語をお待ちしています。